

一般財団法人日本森林林業振興会行動規範の制定について

(平成21年5月26日 制定)

I 行動の基本姿勢

一般財団法人日本森林林業振興会(以下「当会」という。)は、定款に基づく各種事業の実施を通じて、地球温暖化防止や森林・林業の振興等に貢献することを使命としています。

また、平成20年12月、公益法人改革関連三法が全面施行され、民間による公益の増進を目指した新公益法人制度が実施されているところです。

更に、公益法人の行動に対する社会の評価も格段に厳しくなり、公益法人の社会的責任が問われる時代にあります。

このような中で、当会の役職員は、法令等を遵守することはもとより、常識と高い倫理意識を持って適正に業務を遂行するとともに、良識ある行動をすることが必要です。

このため、役職員が身につけ実践する「行動規範」を制定しました。
当会の役職員は、「行動規範」に基づいて、日頃から自らを律し、適正に事業を進めることにより、社会の信頼を得て、その使命を果たして参ります。

II 行動規範

1. 法令の遵守

- ① 当会の役職員は、法令や内部規定を遵守し、良識と責任感をもって行動し、当会が社会から信頼される組織となるよう努めます。
- ② 創造性に富んだ会議・研修などを通じ、組織としての法令遵守最優先の考えを徹底します。

2. 情報の適正管理と開示

- ① 当会は、組織、運営、業務などの情報を、ホームページ等を通じて、適切に開示し、透明性を高めるとともに、顧客、取引先をはじめとする社会の多くの人の声に耳を傾け、事業活動に反映させるよう努めます。
- ② 個人情報などを適正に管理します。また、組織内外から得た情報については、迅速に組織内に行き渡るよう徹底します

3. 地域社会への貢献

- ① 当会は、地域の諸活動に積極的に参加し、住みよく、豊かな社会づくりに貢献します。

- ② 森林環境教育の実施や森林・林業の振興に係わる各種イベント等に積極的に参加し、住民や子供たちに森林・林業をPRします。

4. 環境保全への寄与

- ① 当会は、省資源・省エネルギー対策に積極的に取り組むとともに、森林吸収源対策としての森林づくりや木材資源の有効利用等各種活動に積極的に参画し、地球温暖化防止対策に寄与します。
- ② 事業実施に当たっては、自然環境、地域の環境資源の維持・保全に貢献します。

5. 政治・行政との健全な関係

- ① 当会は、政治・行政との関係では、法令遵守はもとより、社会から批判されることのないよう健全な関係を保つとともに、倫理に背くような行為は行いません。

6. 反社会的行為への対処

- ① 社会人として社会正義を常に認識し、公序良俗に反する行為は行いません。

7. 顧客・取引先との信頼関係の確立

- ① 顧客のニーズにかなない十分満足いただける魅力ある良質な製品(成果品、サービス等)と情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理し、顧客の信頼の確保に努めます。
- ② 当会は取引先と透明性の高い公正で健全な関係を築き上げるとともに、取引先との契約を尊重し、義務を果たし、十分なコミュニケーションを行うことで相互の信頼関係の構築、維持に努めます。

8. 働きがいのある環境づくり

- ① 当会では、職員が安心して仕事に取り組み、効率的に業務を遂行できる、安全で快適な職場環境の整備に努めます。
- ② セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは行いません。

〔関係内部規定〕

職員就業規則、個人情報保護取扱要綱、独占禁止法遵守行動指針、公益通報取扱規程、ISO9001 品質基本規程・品質マネジメントシステム運用基準・内部監査規程、日本森林林業振興会地球温暖化防止対策推進要綱、日本森林林業振興会森林づくり事業基金取扱規程・要領、分収造林助成事業公募取扱要領